

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：佐賀県
農業委員会名：吉野ヶ里町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

		農家数(戸)	
総農家数		282	
自給的農家数		144	
販売農家数		139	
	主業農家数	26	
	準主業農家数	32	
	副業的農家数	81	
※ 農林業センサスに基づいて記入。			

		農業者数(人)	
農業就業者数		198	
	女性	90	
	40代以下	10	
※ 農林業センサスに基づいて記入。			

		経営数(経営)	
認定農業者		51	
基本構想水準到達者		7	
認定新規就農者		2	
農業参入法人		5	
集落営農経営		9	
	特定農業団体	0	
	集落営農組織	9	
※農業委員会調べ			

	田	畑	単位:ha			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	819	61				880
経営耕地面積	768	18	13	5		786
遊休農地面積	0	0.1				0.1
農地台帳面積	840	192				1032

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 3 月 3 1 日

	農業委員			定数	実数	地区数
	定数	実数				
農業委員数	11	11	農地利用最適化推進委員	8	8	9
認定農業者	—	4				
認定農業者に準ずる者	—	0				
女性	—	2				
40代以下	—	0				
中立委員	—	1				

* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	880ha	688ha	78.1%
課 題	中山間地域や圃場整備などの生産基盤条件が整っていない農地では集積が進んでいない。また平坦地域では、集落営農組織や認定農業者による集積が進んでいるものの、後継者が育っていない状況であるため、担い手育成を含めた集落営農組織の強化が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 695 ha (うち新規集積面積 7ha)
	目標設定の考え方:集積面積の約1パーセントについて増加計画を設定
活動計画	平坦部では集落営農組織や認定農業者による集積が進んでいるため、集積されていない農地の利用調整活動を行う。 集落営農組織内の中心構成員への農地の利用調整活動を行う。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	31年度新規参入者数
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	31年度新規参入者が取得した農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課 題	・新たに農業経営を開始する際の、資金や農地の確保、農業技術の習得等が課題		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	2経営体	参入目標面積	1ha
活動計画	町行政と農業委員会が連携を行い、再生協議会や人・農地プラン検討会等で農業者の代表及び農業団体に、新規就農者や意欲ある農業者の確保を依頼するとともに各種制度の周知を図る		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅳ 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	880ha	0.1ha	0.1%
課 題	有害鳥獣の被害が多い中山間地域の農地や圃場整備などの生産基盤条件が整っていない農地など担い手が不足し、利用(又は保全)が困難になった農地を今後具体的にどのようにして守るのか課題が残る。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 0.1ha		
		目標設定の考え方:遊休農地の約10パーセントについて解消目標を設定。		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期
		19人		6月～10月
		調査結果取りまとめ時期 10月～11月		
	調査方法	生産調整現地調査に併せた現地確認を実施し、作付け確認が出来ていない農地並びに平成31年の荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果を基に周辺農地に及ぼす影響の大きい地域(重点地域)を定め、再度現地確認を行う。		
	農地の利用意向調査	実施時期		調査結果取りまとめ時期
		6月～10月		10月～11月
	その他	日常的な農地パトロールを行う。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

Ⅴ 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	880ha	0ha
課 題	・早期発見が重要である。 ・農地法の規定により、手続きが必要という事を農業従事者及び相続による非農家に、より一層周知させる必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	・日常的な農地パトロールを行う。 ・農業委員会事務局、関連部署(税務課)と連携し、2月、9月に町全地域の農地利用状況調査を行う。
------	---

